

2010年 11月号

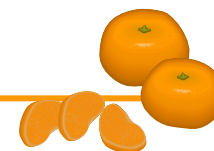
# 竹内総合会計事務所 通信



みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE  
One Stop Management 竹内総合会計事務所



## トピックス

11月になり、まだまだと思っけていても暮れはあっという間に押し迫ってきます！12月になると年末調整の時期となります。何事も早め早めの準備が肝心です。従業員さんに早めの資料回収をお願いしましょう。11月末には税務署や市町村等も年末調整の説明会を開始しますので、自社で作成される方はぜひご参加ください。(大阪市では区によって日程が異なりますので、市のホームページでご確認ください。)

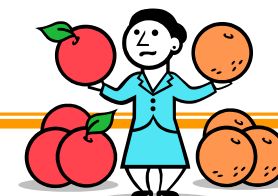
## 国民年金等の滞納保険料を国税が強制徴収

本年1月に厚生年金保険法や国民年金法が改正され、社会保険料の徴収事務は日本年金機構が行うことになりました。中でも悪質滞納者については厚生労働大臣が財務大臣へ権限を委任できるようになっています。ということは、財務大臣から国税庁長官、国税局長、税務署長へと委任できる仕組みとなり、当面は国税局の徴収部「特別整理部門」が担当する予定です。これにより納付率が上がることが期待されていますが、悪質滞納者とは、納付義務者が滞納処分等の執行を免れる目的で財産を隠ぺいしているおそれがある。24ヶ月以上滞納している。保険料の滞納金額が1億円以上である。滞納処分等を受けたにもかかわらず徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないもの。(国民年金の場合、は厚生年金と同じで納付義務者の前年の所得が1,000万円以上である)のいずれの要件も満たしたものとなります。つまりよほど悪質なものに限定されているようなので、徴収の専門に任せたとのことでしょう。そろそろ保険会社から控除証明書が届く時期となりましたので保管をよろしくお願いします。(斎藤)

## 年末調整の扶養控除と扶養人数について

今年度から始まった子供手当の支給に伴い、平成23年分の扶養控除等申告書の様式が変更されています。(今年度の控除税額の変更はありません)年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(控除対象扶養親族)とすることとされました。上記に伴い、控除対象扶養親族の欄には16歳未満の者の記入がなくなり、16歳以上の者を記載するようになっていますが、住民税の非課税限度額の計算の必要性から申告書の下部に16歳未満の扶養親族についても記入するように欄が設けられています。税務署から年末調整の手引きや申告書の入った封筒がお手元に届いている頃かと思しますので、ご確認いただければと思います。

(太田)



### (税金クイズ)・・・所得税

- 次のうちもらっても税金がかからないものはどれでしょう？
- 1.テレビのクイズ番組の賞金
  - 2.競馬の馬券の払戻金
  - 3.福引で当てた金の延べ棒
  - 4.宝くじの1等前後賞
  - 5.財布を届けて貰った10%の報労金

答えは次回の事務所通信でお伝えします。(前回の回答;クレジットカード信販手数料(利息扱の為))

竹内総合会計事務所 / 有限会社ワンストップマネジメント  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番4号

TEL:06-6447-0703 FAX:06-6447-0803  
メール:[info@gaoffice.net](mailto:info@gaoffice.net) HP:[竹内総合会計事務所]で検索